

1 医療機関での窓口負担等について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の方の一部負担金の免除措置については、次のとおり取扱うこととなりました。

○免除の期間

- (1) 帰還困難区域の組合員等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した組合員等を含む。）の一部負担金の免除措置については、令和5年2月28日まで延長します。
- (2) 旧避難指示区域等（※1）の上位所得者（※2）以外の組合員等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した組合員等を含む。）の一部負担金の免除措置については、令和5年2月28日まで延長します。

2 一部負担金等免除証明書の交付及び更新について

一部負担金等の支払の免除措置を受けようとする場合は、医療機関の窓口において、一部負担金等免除証明書を提示する必要があります。

また、すでにお手元にお持ちの一部負担金等免除証明書がある場合で、「一部負担金の免除」の有効期限が令和4年2月28日となっているものは、有効期限を更新する必要があります。

なお、一部負担金等免除証明書の交付及び更新につきましては、お手数ですが各道府県支部までお問い合わせください。

（※1）「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の5つの区域等をいいます。

（※2）「上位所得者」とは、標準報酬月額が53万円以上の者をいいます。